

# 令和5年度福岡市 物価高騰緊急支援給付金(7万円/世帯) DV避難者特例のご案内

**DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中<sup>※1</sup>でも受給できる場合があります**

※1 「DV等で避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住民票の住所以外にお住まいの状態をいいます。

## ▶ 対象者

配偶者やその他の親族からの暴力等を理由に住民票の住所と異なる居住地に避難している方で、支給要件を満たす世帯

## ▶ 支給要件と支給額

以下の支給要件に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

- 令和5年12月1日時点において、福岡市内の居住地に避難している世帯
- 現在、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 住民税が課されている親族等から扶養される者のみからなる世帯でないこと  
※DV加害者からの扶養を除く
- 他の市区町村で同制度による給付金(7万円)を受給した世帯でないこと

## ▶ 申請期限

令和6年4月30日(火)まで(消印有効)

## ▶ 郵送先

福岡市物価高騰緊急支援給付金事務処理センター

〒810-0041 福岡市中央区大名1丁目4-1 NDビル2階

## ▶ 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。  
ご不明な点がございましたら、コールセンターにご連絡ください。

**Q** 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。  
私は給付金を受給できませんか？

**A** 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済であっても、ご自身が要件(DV  
避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、福岡市から給付金を受給できます。

**Q** 配偶者からDVを受け避難しています。  
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

**A** 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者と  
みなし、避難者全員の収入が住民税非課税相当である場合には受給できます。

**Q** 福岡市で受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

**A** 以下①～④の書類を提出してください。

① 令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金申請書(請求書)

※避難している世帯全員の非課税証明書等が必要です。申請書の記入例をご確認ください。

② 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書

③ DV等避難中であることを明らかにできる書類

④ 令和5年12月1日時点の居住地が市内にあることを証明できる書類(賃貸借契約書、  
公共料金の領収書など)

「③DV等避難中であることを明らかにできる書類」の例

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されていることが分かる書類
- 区役所等が発行する被害申出受理確認書

申出書等の様式は、市のホームページをご覧ください。

【申出書等配布先】

区役所子育て支援課、地域保健福祉課、  
福祉・介護保険課、健康課

福岡市 物価高騰緊急支援給付金 検索



**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**

- ・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。
- ・給付金のことで自宅を訪問することは、絶対にありません。

自宅に福岡市の職員などをかたる不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

福岡市緊急支援給付金コールセンター

**TEL.0120-103-525**

Eメール.r5kinkyushien@city-fukuoka-kyufu.com

受付時間 平日 午前9時～午後6時(土・日・祝日休み)

**FAX.050-1704-1925**

聴覚に障がいがある方は、FAXでのお問い合わせが可能です。  
※FAXでの申請書などの提出はできません。